

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目1番1号

株式会社 **東芝**

取締役会長

代表執行役社長 **室町 正志**

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら別記の株主総会参考書類をご検討いただき、2015年9月29日(火)午後5時15分までに到達するよう、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、インターネット上の議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスいただき賛否をご投票くださるようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2015年9月30日(水) 午前10時 (受付開始: 午前8時30分)

2. 場 所 千葉市美浜区中瀬二丁目1番
幕張メッセ 国際展示場7・8ホール

開催場所を本年6月の定時株主総会会場から変更しておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようご注意願います。

3. 目的事項

報告事項

1. 当社の不適切会計問題及び過年度決算訂正に関するご報告の件
2. 第176期(自2014年4月1日至2015年3月31日)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに連結計算書類の監査結果報告等の件
3. 訂正後の第175期(自2013年4月1日至2014年3月31日)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに連結計算書類の監査結果報告等の件
4. 訂正後の第174期(自2012年4月1日至2013年3月31日)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに連結計算書類の監査結果報告等の件
5. 訂正後の第173期(自2011年4月1日至2012年3月31日)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに連結計算書類の監査結果報告等の件

6. 訂正後の第172期（自2010年4月1日至2011年3月31日）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに連結計算書類の監査結果報告等の件
7. 訂正後の第171期（自2009年4月1日至2010年3月31日）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに連結計算書類の監査結果報告等の件

決議事項

会社提案（第1号議案及び第2号議案）

- 第1号議案 定款変更の件
第2号議案 取締役11名選任の件

株主提案（第3号議案から第16号議案まで）

- 第3号議案 不適切会計（※1）についての情報の開示に関する定款変更の件
（※1）2015年、(株)東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。
- 第4号議案 不適切会計（※1）の調査に関する情報の開示に関する定款変更の件
（※1）2015年、(株)東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。
- 第5号議案 不適切会計（※1）に関する特別調査委員会による調査についての情報の開示に関する定款変更の件
（※1）2015年、(株)東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。
- 第6号議案 不適切会計（※1）に関する調査結果の開示に関する定款変更の件
（※1）2015年、(株)東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。
- 第7号議案 不適切会計（※1）問題によって生じた損害についての情報の開示に関する定款変更の件
（※1）2015年、(株)東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。
- 第8号議案 不適切会計（※1）問題に関する取締役、執行役の情報の開示に関する定款変更の件
（※1）2015年、(株)東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。
- 第9号議案 不適切会計（※1）問題に関する取締役、執行役の処分内容の開示に関する定款変更の件
（※1）2015年、(株)東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。
- 第10号議案 不適切会計（※1）問題によって生じた損害の賠償請求に関する定款変更の件
（※1）2015年、(株)東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。
- 第11号議案 不適切会計（※1）問題の調査に関する定款変更の件
（※1）2015年、(株)東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。
- 第12号議案 不適切会計（※1）問題に関する取締役会、監査委員会の議事録の開示に関する定款変更の件
（※1）2015年、(株)東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。
- 第13号議案 不適切会計（※1）問題に関する社員（取締役、執行役を除く）の情報の開示に関する定款変更の件
（※1）2015年、(株)東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。
- 第14号議案 不適切会計（※1）問題によって損害を被った株主、元株主に対する賠償に関する定款変更の件
（※1）2015年、(株)東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。
- 第15号議案 株主総会における議決権行使に関する定款変更の件
- 第16号議案 取締役選任の件

株主総会へご出席の場合



株主総会

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付にご提出願います。

株主総会へご欠席の場合



郵 送

株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2015年9月29日（火）午後5時15分までに到達**するようご返送願います。



インターネット

別記の「インターネットによる議決権行使に当たってのお願い」(▶28ページ及び29ページ)をご参照の上、賛否をご投票願います。

ご注意事項

- 書面とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、後に到達した議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとさせていただきます。
- 第176期の事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告書並びに訂正後の事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告書は、添付書類の分冊1から3までのとおりであります。
- 議決権の代理行使をされる場合は、代理人は議決権を行使することができる株主の方1名に限ります。この場合、代理権を証明する書面を当社にご提出願います。
- 書面により議決権を行使される場合に、議案に対する賛否のご表示がされていないときは、会社提案に

ついては賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

- 次の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の□**当社ウェブサイト**に掲載しております。

1. 事業報告の⑫当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）等
2. 事業報告の⑬当社の支配に関する基本方針及び買収防衛策

監査委員会が監査した事業報告には、上記ウェブサイトに掲載している事業報告の一部も含まれます。

- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項について修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにてその内容を掲載させていただきます。

□ 当社ウェブサイト

<http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/stock/meeting.htm>

以 上

当社の不適切会計問題及び過年度決算訂正に関するご報告の件

株主の皆様におかれましては、今回の当社の不適切な会計処理の問題により、多大なるご迷惑、ご心配をおかけいたしておりますことを心から深くお詫び申し上げます。

つきましては、これまでの経緯、訂正の対象とした会計処理の概要、経営責任の明確化のために行った対応及び今後の経営体制、ガバナンス体制、再発防止策等についての対応状況を、下記のとおりご報告いたします。

株主の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを改めて心から深くお詫び申し上げます。

記

1. 当社の不適切会計に関する問題の経緯

当社は、本年2月12日、証券取引等監視委員会から金融商品取引法第26条に基づき報告命令を受け、工事進行基準案件等について開示検査を受けました。

その後、開示検査における工事進行基準案件に係る指摘に対応するための当社の自己調査の過程において、当社の2013年度における一部インフラ関連の工事進行基準に係る会計処理について、調査を必要とする事項が判明したため、本年4月3日付で当社社内委員並びに社外の弁護士及び公認会計士から構成される特別調査委員会を設置し、自ら事実関係の調査を行うこととしました。特別調査委員会では、工事原価総額が過少に見積られ、工事損失（工事損失引当金を含みます。）が適時に計上されていない等の事象が判明するとともに、更なる調査を必要とする事項が判明しました。

そのため、当社は、本年5月8日付で当社と利害関係を有しない中立・公正な外部の専門家から構成される第三者委員会による調査の枠組みに移行することを決定しました。第三者委員会に委嘱した具体的な調査対象は、①工事進行基準に係る会計処理、②映像事業における経費計上に係る会計処理、③ディスクリート、システムLSIを主とする半導体事業における在庫の評価に係る会計処理、④パソコン事業における部品取引等に係る会計処理の4項目です。

第三者委員会の委員の構成は次のとおりです。

委員長 弁護士 上田 廣一（元東京高等検察庁検事長）

委員 弁護士 松井 秀樹（丸の内総合法律事務所 共同代表弁護士）

委員 公認会計士 伊藤 大義（元日本公認会計士協会副会長）

委員 公認会計士 山田 和保

その後、第三者委員会から本年7月20日付で調査報告書を受領しました。

当社は、以上の調査と並行して、当社及び本年3月31日時点における当社の全連結子会社に対して、

2009年度から2014年度までの期間の各四半期末及び本年4月から5月末までにおいて、会計基準や会社規程等に準拠していない事案又はその他不適切な会計上の取扱いの有無、認識の有無等について、軽微なものも含め自主チェックを実施しました。

当社は、これらについて検証手続を実施した結果、下記2. 記載の内容について過年度決算の訂正を行う必要があると判断し、これまで株主の皆様にご報告しておりました第171期（自2009年4月1日至2010年3月31日）から第175期（自2013年4月1日至2014年3月31日）までの連結計算書類及び計算書類について訂正を行いました。これらの期間に係る訂正後の連結計算書類及び計算書類並びに第176期（自2014年4月1日至2015年3月31日）の連結計算書類及び計算書類については、添付書類の分冊1から3までをご参照ください。

2. 訂正した会計処理の概要

上記1. の調査結果等に基づき訂正した会計処理の概要は以下のとおりです。

(1) 工事進行基準に係る事案

最新の発生費用の情報に基づかず見積総費用を算出しているもの、損失の発生が明らかになった時点で工事損失引当金を計上しなかったもの、また、具体的な裏付けがないままコスト削減を見込んで見積総費用を算出しているもの等。

(2) 映像事業における経費計上等に係る事案

一部の経費について発生主義に基づく費用計上を行っていなかったもの、連結会社間の取引において一時的に増加させた価格により認識した未実現利益が消去されていなかったもの、また、翌期以降の調達価格を調整・増額することを前提にする等実質的な原価低減がなされないまま仕入れ値引きの認識を行っていたもの等。

(3) 半導体事業における在庫の評価に係る事案

仕掛品等を実際に廃棄するタイミングまで評価損の計上を行っていなかったもの、また、標準原価計算における標準原価の改訂が前工程と後工程の間で連続性を失っていたことにより、期末中間品及び期末完成品の帳簿価額が過大に計上された結果、売上原価が過小になっていたもの。

(4) パソコン事業における部品取引等に係る事案

製造委託先との部品取引に関して認識すべきではない利益相当額を各決算期において認識していたものに加えて、一部の経費について発生主義に基づく費用計上を行っていなかったもの、また、連結会社間の取引を利用して実現すべきでない利益を計上していたもの等。

(5) その他

以上のほか、自主チェックにより判明した事象及び独立監査人の監査の過程で判明していたものの重要性の観点から修正を行わなかった虚偽表示等。

(6) 上記訂正による派生的影響

これらの会計処理の訂正に派生して、映像事業、パソコン事業、半導体事業のうちディスクリー
ト及びシステムLSI等の各事業に係る固定資産の減損の認識、認識時期の修正及びこれに伴う減
価償却費の修正等を行い、また、税金計算についても遡って訂正しました。

上記（１）から（６）による過年度決算訂正の概要は以下のとおりです。

なお、各年度の訂正内容の詳細については、添付書類の分冊２及び３をご参照ください。

(単位：百万円)

		訂正前 (B)	訂正後 (A)	影響額 (A)－(B)
2010年 3月期 (第171期)	売上高	6,381,599	6,137,689	△ 243,910
	継続事業税引前損益	24,962	△ 14,342	△ 39,304
	継続事業純損益	△ 4,726	△ 39,131	△ 34,405
	当期純損益	△ 5,293	△ 40,069	△ 34,776
	当社株主帰属純損益	△ 19,743	△ 53,943	△ 34,200
	総資産	5,451,173	5,463,714	12,541
	純資産	1,127,622	1,034,865	△ 92,757
2011年 3月期 (第172期)	売上高	6,398,505	6,263,990	△ 134,515
	継続事業税引前損益	195,549	201,785	6,236
	継続事業純損益	154,829	173,841	19,012
	当期純損益	146,646	166,485	19,839
	当社株主帰属純損益	137,845	158,326	20,481
	総資産	5,379,319	5,351,343	△ 27,976
	純資産	1,179,616	1,103,224	△ 76,392
2012年 3月期 (第173期)	売上高	6,100,262	5,996,414	△ 103,848
	継続事業税引前損益	152,405	61,427	△ 90,978
	継続事業純損益	87,441	12,987	△ 74,454
	当期純損益	86,146	11,826	△ 74,320
	当社株主帰属純損益	73,705	3,194	△ 70,511
	総資産	5,731,246	5,673,064	△ 58,182
	純資産	1,236,522	1,083,858	△ 152,664

(単位：百万円)

		訂正前 (B)	訂正後 (A)	影響額 (A) - (B)
2013年 3月期 (第174期)	売上高	5,800,281	5,722,248	△ 78,033
	継続事業税引前損益	155,553	74,926	△ 80,627
	継続事業純損益	95,726	36,570	△ 59,156
	当期純損益	95,726	31,587	△ 64,139
	当社株主帰属純損益	77,533	13,425	△ 64,108
	総資産	6,106,732	6,021,603	△ 85,129
	純資産	1,416,522	1,205,823	△ 210,699
2014年 3月期 (第175期)	売上高	6,502,543	6,489,702	△ 12,841
	継続事業税引前損益	180,938	182,336	1,398
	継続事業純損益	84,639	90,291	5,652
	当期純損益	69,618	75,270	5,652
	当社株主帰属純損益	50,826	60,240	9,414
	総資産	6,241,623	6,172,519	△ 69,104
	純資産	1,652,327	1,445,994	△ 206,333

(注) 米国会計基準における「継続事業からの税金等調整前当期純損益」、「継続事業からの非支配持分控除前当期純損益」、「非支配持分控除前当期純損益」、「当社株主に帰属する当期純損益」を、それぞれ「継続事業税引前損益」、「継続事業純損益」、「当期純損益」、「当社株主帰属純損益」と表示しています。

3. 経営責任の明確化のために行った対応

第三者委員会の調査結果を受けて、当社では、取締役・代表執行役社長の田中久雄、取締役副会長の佐々木則夫、取締役・代表執行役副社長の下光秀二郎、深串方彦、小林清志、真崎俊雄、取締役監査委員会委員長の久保誠が全ての役職について、取締役・代表執行役専務の前田恵造が取締役及び代表執行役の役職について、それぞれ本年7月21日をもって辞任いたしました。また、相談役の西田厚聰につきましても、同日をもって相談役を辞任いたしました。

これに伴い、本年7月22日から、取締役会長の室町正志が、暫定的に代表執行役社長を兼任し、執行役上席常務の牛尾文昭が代表執行役上席常務に就任して日常の業務行為を遂行しております。また、同日から、社外取締役の伊丹敬之は監査委員会委員に選定されるとともに同氏が監査委員会委員長に就任し、職務を遂行しております。

さらに、執行役上席常務の大角正明が本年7月29日をもって辞任し、本年8月31日をもって執行役専務の前田恵造が辞任した他、取締役（社外取締役も含まれます。）及び執行役が一定の報酬返上をしております。

4. 今後の経営体制、ガバナンス体制、再発防止策等についての対応状況

(1) 経営刷新委員会の設置

当社は、第三者委員会の調査報告書に、今回の不適切な会計処理の発生原因について、経営トップらによる関与等が指摘されたこと、また、再発防止策として経営トップらの意識改革に加え、強力な内部統制部門の新設、取締役会・監査委員会の機能の強化や社外取締役の増員及び構成員の見直し等監督体制の強化をご提言いただいたことを受けて、監査委員会委員長である伊丹敬之を委員長とし、当社の全社外取締役及び社外の専門家を委員とする経営刷新委員会を設置し、経営体制、ガバナンス体制及び再発防止策等について集中的に議論を行ってまいりました。経営刷新委員会における議論をより充実させるため、適宜、社外の経営者、専門家をオブザーバーとして招聘して行われました。

(2) 「当社コーポレート・ガバナンス体制改革の全体像」の策定

第三者委員会からの指摘によれば、今回の不適切会計の直接的な原因は、経営トップらの関与や当期利益至上主義と目標必達のプレッシャー等にある、とされているものの、これらの直接的原因となった行為を阻止できなかった間接的な原因として、経営トップらの関与により、内部統制機能を逸脱、無効化しており、これらの者の関与により不適切な会計処理が行われることを想定した内部統制が構築されておらず、全社スタッフ部門、社内カンパニー双方において内部統制システムの機能が不十分であったことが挙げられております。再発防止策としても、取締役会及び監査委員会の機能の強化、強力な内部統制部門の新設、社外取締役の増員及び構成員の見直し等によるコーポレート・ガバナンスの強化が提言されています。

第三者委員会の調査報告書のご提言を基に経営刷新委員会で議論を重ねた結果、当社は、①取締役会の構成、取締役会の機能の強化、②監査委員会の監査機能の強化、③指名委員会の強化、指名手続の透明性確保を柱とする「当社コーポレート・ガバナンス体制改革の全体像」をまとめました（同「全体像」の詳細については、本年8月18日付当社プレスリリース「新経営体制及びガバナンス体制改革策並びに過年度決算の修正概要及び業績予想についてのお知らせ」別紙2をご参照ください）。

(3) 取締役候補者に関する議論及び承認

本総会の決議事項でもある代表執行役社長を含む取締役候補者の適格性については、その選定及び選任の客観性と透明性を確保するため、経営刷新委員会においても議論し、特に再任予定の取締役候補者の適格性については、適宜、利害関係を持たない委員及びオブザーバーのみによる議論も行い、その結果として代表執行役社長を含む取締役候補者が経営刷新委員会においても承認されました。

新任社外取締役を含む取締役の候補者の氏名及び経歴等につきましては12ページ以下をご参照ください。

(4) 再発防止策等の状況

当社は、経営刷新委員会における議論に基づき、再発防止策等について以下の基本方針を決定いたしました。その具体的な内容については、添付書類の分冊1記載の「当社グループの今後の経営方針（対処すべき課題）」をご参照ください。

- ①取締役会の構成、取締役会の監督機能の強化
- ②監査委員会の監査機能の強化
- ③指名委員会の強化、指名手続の透明性確保
- ④中長期的な観点からの役員報酬設計の検討
- ⑤企業風土改革その他

当社は、第三者委員会からご提言いただいた再発防止策を真摯に受け止め、今後、経営刷新委員会における検討に基づき、再発防止策の具体化を加速していき、本総会において株主の皆様から信任を受けた新経営体制の下で可能な限り速やかに再発防止策を確定させて着実に実施していきます。

以 上

剰余金の配当の見送りについて

当社は、本年5月8日付「剰余金の配当（期末）に関するお知らせ」において、計算書類確定後に別途基準日を定めて配当を行うかについて改めて検討する旨の公表をいたしましたが、検討の結果、剰余金の配当を見送らせていただきました。

また、誠に遺憾ながら、本年9月末日を基準日とする剰余金の配当（中間）につきましても見送らせていただくことといたしました。

株主の皆様には、多大なるご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。一刻も早い復配に向け全社一丸となって取り組んでまいりますので、何とぞご理解、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

1. 議決権を行使することができる株主の議決権の数 4,217,671 個

2. 議案及び参考事項

〈会社提案（第1号議案及び第2号議案）〉

第1号議案及び第2号議案は、会社提案によるものです。

第1号議案 定款変更の件

① 提案の理由

(1) 第2条関係

本年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下「改正会社法」といいます。）により、施行の際現に委員会設置会社である会社の定款は、改正会社法第2条第12号に規定する指名委員会等を置く旨の定めがあるものとみなされていますが、これを定款書面上も明確化するため、現行第2条につき所要の変更を行おうとするものであります。

(2) 第23条関係

経営刷新委員会からいただいたご提言も踏まえ、社外取締役を取締役会の議長とすることを可能とするため、現行第23条につき所要の変更を行おうとするものであります。

(3) 第25条関係

改正会社法の施行に伴い、業務執行を行わない取締役との間においても責任限定契約を締結することができるようになりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行第25条につき所要の変更を行おうとするものであります。
なお、本件につき、全監査委員の同意を得ております。

② 提案の内容

提案の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(委員会設置会社) 第2条 当社は、<u>委員会設置会社</u>として、株主総会及び取締役のほか、取締役会、<u>委員会及び会計監査人</u>を置く。 (取締役会の招集者及び議長) 第23条 <u>取締役会長</u>は、取締役会を招集し、かつ、その議長となる。 <u>取締役会長</u>に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順位によりこれにあたる。 (責任免除) 第25条 取締役会の決議によって、会社法第423条第1項に定める取締役の責任を法令の限度において免除することができる。 <u>社外取締役との間において、会社法第423条第1項に定める責任につき、1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。</u> 以上	(機関) 第2条 当社は、株主総会及び取締役のほか、<u>取締役会、指名委員会、監査委員会、報酬委員会及び執行役並びに会計監査人</u>を置く。 (取締役会の招集者及び議長) 第23条 <u>あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役は、</u>取締役会を招集し、かつ、その議長となる。 <u>取締役会議長</u>に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順位により、<u>他の取締役が</u>これにあたる。 (責任免除) 第25条 取締役会の決議によって、会社法第423条第1項に定める取締役の責任を法令の限度において免除することができる。 <u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間において、会社法第423条第1項に定める責任につき、1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。</u> 以上

取締役11名選任の件

① 提案の理由等

取締役全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、11名を選任いたしたいと存じます。

なお、取締役候補者を決定するにあたり、経営刷新委員会のご提言も踏まえ、①第176期定時株主総会でご選任いただいた取締役は16名でしたが、取締役の人数を11名に減員し、②社外取締役の比率を過半数に引き上げ、③取締役の専門性に配慮した取締役会構成を確保することにいたしました。とりわけ、今回の不適切会計処理につきましては、経営者が不適切な会計処理に関与した際に内部統制機能が働かなかったこと、「執行に対する監視・監督」機能の中心である会計監査、適法性監査が不十分であったことを省み、経営者としての知見、財務的知見、法律的知見を有する社外取締役を選任し、取締役会を多様化します。

② 取締役候補者

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

むろ まち ま さ し
室町 正志

再任



■ 生年月日：1950年4月10日生

■ 地位及び担当：取締役会長、代表執行役社長、指名委員会委員、報酬委員会委員

■ 略 歴

1975年4月 当社入社

2012年6月 常任顧問

2004年6月 執行役常務

2013年6月 取締役

2005年6月 執行役上席常務

2014年6月 取締役会長

2006年6月 執行役専務

2015年7月 取締役会長、代表執行役社長、現在に至る。

2008年6月 取締役、代表執行役副社長

■ 重要な兼職の状況

エイチ・ツー・オーリテイリング(株)社外監査役

一般社団法人日本ファインセラミックス協会会長

■ 所有する当社の株式数：112千株



う し お ふ み あ き
牛尾 文昭

再任

- 生年月日：1958年3月29日生
- 地位及び担当：代表執行役上席常務、法務部担当、人事・総務部担当
- 略 歴

1982年4月	当社入社	2013年6月	取締役、執行役上席常務
2009年6月	人事部長	2015年7月	取締役、代表執行役上席常務、現在に至る。
2011年6月	執行役常務		
- 重要な兼職の状況

一般財団法人海外邦人医療基金会長
- 所有する当社の株式数：50千株



い た み ひ ろ ゆ き
伊丹 敬之

再任

社外取締役

独立役員

- 生年月日：1945年3月16日生
- 地位及び担当：監査委員会委員長、指名委員会委員、報酬委員会委員
- 略 歴

1973年4月	一橋大学商学部専任講師	1994年8月	同大学商学部長（1996年7月まで）
1975年3月	スタンフォード大学経営大学院客員助教授	2008年4月	東京理科大学総合科学技術経営研究科（現イノベーション研究科）教授、現在に至る。
1977年4月	一橋大学商学部助教授	2008年10月	同大学同研究科長（2014年9月まで）
1982年3月	スタンフォード大学経営大学院客員准教授	2012年6月	当社社外取締役、現在に至る。
1985年4月	一橋大学商学部教授（2008年3月まで）		
- 重要な兼職の状況

東京理科大学イノベーション研究科教授
JFEホールディングス(株)社外監査役
(株)商船三井社外監査役
- 所有する当社の株式数：8千株

候補者
番号 4



つなかわ さとし
綱川 智

新任

- 生年月日：1955年9月21日生
- 地位及び担当：執行役上席常務、ヘルスケア事業グループ分担
- 略 歴
 - 1979年 4 月 当社入社
 - 2009年 6 月 東芝メディカルシステムズ(株) 上席常務
 - 2010年 6 月 同社代表取締役社長（2014年6月まで）
 - 2013年10月 ヘルスケア事業開発部長
 - 2014年 6 月 執行役上席常務、現在に至る。
- 所有する当社の株式数：8千株

候補者
番号 5



ひら た まさよし
平田 政善

新任

- 生年月日：1958年9月17日生
- 地位及び担当：代表執行役上席常務、財務部担当（CFO）
- 略 歴
 - 1981年 4 月 当社入社
 - 2010年 2 月 ウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社取締役、常務執行役員
 - 2012年 6 月 東芝テック(株)取締役、執行役員
 - 2013年 6 月 同社取締役、常務執行役員
 - 2015年 9 月 代表執行役上席常務、現在に至る。
- 所有する当社の株式数：2千株



■ 生年月日：1939年1月3日生

■ 略 歴

- | | | | |
|---------|----------------------|----------|---------------------------------------|
| 1961年3月 | 当社入社（1963年8月まで） | 1997年11月 | 公認会計士第2次試験試験委員（2000年10月まで） |
| 1971年7月 | 監査法人中央会計事務所入所 | 2001年7月 | 中央青山監査法人辞職、金融庁証券取引等監視委員会委員（2007年7月まで） |
| 1975年3月 | 公認会計士登録 | 2009年3月 | 中越パルプ工業(株)監査役（2015年6月まで） |
| 1985年5月 | 監査法人中央会計事務所代表社員 | 2009年5月 | (株)レナウン監査役（2013年5月まで） |
| 1992年8月 | 日本公認会計士協会会計制度委員会副委員長 | | |

■ 所有する当社の株式数：10千株



■ 生年月日：1940年4月21日生

■ 略 歴

- | | | | |
|---------|--------------------------------|----------|--------------|
| 1963年4月 | 朝日麦酒(株)（現アサヒグループホールディングス(株)）入社 | 2000年10月 | 同社専務執行役員 |
| 1996年3月 | 同社取締役 | 2001年3月 | 同社専務取締役 |
| 1997年3月 | 同社常務取締役 | 2002年1月 | 同社代表取締役社長 |
| 1999年3月 | 同社専務取締役 | 2006年3月 | 同社代表取締役会長 |
| | | 2010年3月 | 同社相談役、現在に至る。 |

■ 重要な兼職の状況

アサヒグループホールディングス(株)相談役
 (株)小松製作所社外取締役
 住友化学(株)社外取締役
 公益財団法人全国法人会総連合会長
 一般社団法人東京法人会連合会会長

■ 所有する当社の株式数：0株



■ 生年月日：1942年4月8日生

■ 略 歴

1969年4月 検事任官
1993年4月 法務省審議官
1998年7月 宇都宮地方検察庁検事正
1999年9月 最高検察庁検事
1999年12月 法務省刑事局長

2002年8月 最高検察庁刑事部長
2003年9月 最高検察庁次長検事（2004年12月まで）
2005年8月 最高裁判所判事（2012年4月まで）
2012年8月 弁護士登録、現在に至る。

■ 重要な兼職の状況

神奈川大学大学院法務研究科特任教授

■ 所有する当社の株式数：0株



■ 生年月日：1946年11月18日生

■ 略 歴

1974年12月 三菱化成工業(株)（現三菱化学(株)）入社
2003年6月 同社執行役員
2005年4月 同社常務執行役員
2006年6月 (株)三菱ケミカルホールディングス取締役
2007年2月 三菱化学(株)取締役

2007年4月 (株)三菱ケミカルホールディングス取締役社長、三菱化学(株)取締役社長
2012年4月 三菱化学(株)取締役会長、現在に至る。
2015年4月 (株)三菱ケミカルホールディングス取締役会長、現在に至る。

■ 重要な兼職の状況

(株)三菱ケミカルホールディングス取締役会長
三菱化学(株)取締役会長
(株)地球快適化インスティテュート取締役会長
公益社団法人経済同友会代表幹事
一般社団法人産業競争力懇談会会長
一般社団法人日本化学工業協会会長

■ 所有する当社の株式数：0株



■生年月日：1946年12月7日生

■略歴

- | | | | |
|----------|-----------------------------|----------|-----------------------------------|
| 1969年4月 | 日興証券(株) (現SMBC日興証券(株)) 入社 | 1983年5月 | 等松青木監査法人パートナー |
| 1971年10月 | 等松青木監査法人 (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 | 2001年6月 | 監査法人トーマツ東京地区業務執行社員 |
| 1975年2月 | 公認会計士登録 | 2004年6月 | 同法人東京地区代表社員兼東京地区経営執行社員 |
| 1978年1月 | Touche Rossニューヨーク事務所 | 2007年6月 | 同法人包括代表 (CEO) |
| 1979年9月 | Touche Rossロンドン事務所 | 2010年11月 | 有限責任監査法人トーマツシニアアドバイザー (2011年5月まで) |

■所有する当社の株式数：0株



■生年月日：1947年2月25日生

■略歴

- | | | | |
|---------|----------------|---------|------------------|
| 1970年4月 | (株)資生堂入社 | 2011年4月 | 同社代表取締役会長 |
| 2003年6月 | 同社取締役、執行役員 | 2013年4月 | 同社代表取締役会長、執行役員社長 |
| 2005年6月 | 同社代表取締役、執行役員社長 | 2014年4月 | 同社取締役会長 |
| | | 2014年6月 | 同社相談役、現在に至る。 |

■重要な兼職の状況

- (株)資生堂相談役
- ユアサ商事(株)社外取締役
- 学校法人資生堂学園理事長
- 公益財団法人東京観光財団理事長
- 東京商工会議所副会頭

■所有する当社の株式数：0株

- (注) 1. 取締役西田直人、同島岡聖也、同島内憲、同斎藤聖美、同谷野作太郎の5氏は、本総会の終結の時をもって退任いたします。
2. 取締役選任基準は以下のとおりです。
- ・人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
 - ・遵法精神に富んでいること
 - ・業務遂行上、健康面で支障のないこと
 - ・経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること
 - ・当社主要事業分野において経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係、取引関係がないこと
 - ・社外取締役にあっては、出身の各分野における実績と識見を有していること
3. 伊丹敬之（候補者番号3）、池田弘一（同7）、古田佑紀（同8）、小林喜光（同9）、佐藤良二（同10）、前田新造（同11）の6氏は社外取締役候補者であります。6氏を社外取締役候補者とした理由、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は次のとおりであります。なお、6氏については、いずれも東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として届出を行っております。
- 伊丹 敬之氏：経営学の専門家、大学の組織運営者としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を現に行っています。
- 池田 弘一氏：経営者としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を行うことが期待されます。
- 古田 佑紀氏：法律の専門家としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を行うことが期待されます。
- 小林 喜光氏：経営者としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を行うことが期待されます。
- 佐藤 良二氏：公認会計士としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を行うことが期待されます。
- 前田 新造氏：経営者としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を行うことが期待されます。
4. 野田晃子氏（候補者番号6）は1961年3月から1963年8月まで当社の使用人であったことがあります。当社の使用人でなくなってから50年超を経過しており、本年5月1日に施行された改正会社法における社外取締役の要件を満たすため、当社としては、実質的な社外取締役候補者として位置付けております。ただし、改正会社法の経過措置により、同氏は、来年6月に開催を予定しております定時株主総会終結の時までの間に限っては、会社法上の社外取締役に該当しないこととなるため、その間、非業務執行の取締役として社外取締役と同様の職責を担っていただくことを予定しております。同氏は、公認会計士としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を行うことが期待されます。
5. 伊丹敬之氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年3か月となります。
6. 当社は伊丹敬之氏との間で会社法第423条第1項の責任について、金3,120万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負う旨の責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合は継続する予定であります。また、野田晃子、池田弘一、古田佑紀、小林喜光、佐藤良二、前田新造の6氏が取締役に選任された場合、6氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。ただし、野田晃子氏につきましては、第1号議案が承認されることを条件といたします。
7. 当社は、工事進行基準に係る会計処理、映像事業における経費計上に係る会計処理、ディスクリート、システムLSIを主とする半導体事業における在庫の評価に係る会計処理、パソコン事業における部品取引等に係る会計処理に関して、第三者委員会により、不適切な会計処理を行っていたと認定されました。伊丹敬之氏は、本件事実が発覚するまで、当該事実を認識しておりませんでした。日頃から当

社取締役会等において、コンプライアンスの強化徹底の観点から発言を行っておりました。また、本年7月22日には監査委員会委員長に就任するとともに、同月29日に設置された経営刷新委員会の委員長に就任し、本件の再発防止策として、取締役会の機能と構成、監督機関の強化を中心に当社のコーポレート・ガバナンス改革の基本方針に関する提言を行いました。

8. 伊丹敬之氏が2011年6月から社外監査役を務める(株)商船三井は、特定自動車運送業務に関して既存の取引の維持及び運賃の低落防止を図っていたとして、2014年3月に、公正取引委員会から独占禁止法に違反する行為があったと認定されました。同氏は本件事実が発覚するまで、その事実を認識していませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の重要性とその徹底について注意喚起しておりました。本件事実の認識後、同氏は違反行為の排除及び内部統制システムの整備に関して適時適切に助言、指示し、再発防止策の提言を行いました。

ご参考

1. 独立役員に関する情報

社外取締役候補者伊丹敬之（候補者番号3）、池田弘一（同7）、古田佑紀（同8）、小林喜光（同9）、佐藤良二（同10）、前田新造（同11）の6氏は、東京証券取引所等の定める独立性の要件を満たしています。

2. 取締役会議長

第1号議案及び第2号議案が承認された場合、取締役会議長については以下の予定であります。

取締役会議長：前田新造

3. 委員会の構成等

第1号議案及び第2号議案が承認された場合、委員会の構成及び委員長については以下の予定であります。

指名委員会：小林喜光（委員長）、伊丹敬之、池田弘一、佐藤良二、前田新造

監査委員会：佐藤良二（委員長）、野田晃子、伊丹敬之、古田佑紀

報酬委員会：古田佑紀（委員長）、野田晃子、池田弘一、小林喜光、前田新造

＜株主提案（第3号議案から第16号議案まで）＞

第3号議案から第16号議案までの議案は、20年以上前に発生し解決済みの個別事案に関連する議案を含む多数の株主提案を、本年6月開催の定時株主総会を含め、9回連続で行っている個人株主（1名）から提案されたものです。

提案株主は、株主総会の度に多数の株主提案を行っており、今回までに提案された議案の数は200を超えます。

本総会についても19議案の提案がありました。そのうち法律上の要件を満たさないことが明確な5議案を除外して残り14議案をお諮りするものであります。

なお、提案株主の議決権の数は、303個（総議決権に占める割合約0.007%）です。

各議案の提案の内容及び提案の理由は、提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。

取締役会としては、いずれの株主提案にも反対いたします。

14議案のうち、第3号議案から第14号議案までの議案は、当社の不適切会計処理の問題の事実関係又は今後の対応について当社のホームページへ開示する旨を定款に規定することを求める提案であります。しかしながら、当社は、本年7月20日に、当社の不適切会計処理の問題の調査及び発生原因の究明と再発防止策の提言を委嘱した第三者委員会から調査報告書を受領し、同日に要約版を、翌21日には全文版の開示を行っており、さらに、第三者委員会の調査報告の結果を踏まえた当社の対応状況等について情報開示を適時適切に実施しております。また、引き続き、新たな決定事項については速やかに開示するなど、適切な情報開示を進めてまいります。以上の観点及び個別の業務執行に係る事項は定款の記載事項として不適切であることから、定款に提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

また、第15号議案及び第16号議案については、各議案の後に反対の理由を記載しております。

－株主提案－

第3号議案 不適切会計（※1）についての情報の開示に関する定款変更の件

（※1）2015年、（株）東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

次の条文を定款に新設する。

『不適切会計に関し、次の（1）から（10）についての情報を東芝のホームページに詳細に開示すること。』

- （1）各カンパニーの経理部が、自カンパニー内の不適切会計を見逃した理由。
- （2）各カンパニーの経理部が、自カンパニー内の不適切会計に関与していた実態。
- （3）本社経理部が各カンパニーの不適切会計を見逃した理由。
- （4）本社経理部が各カンパニーの不適切会計に関与していた実態。
- （5）取締役会が東芝の不適切会計を見逃した理由。
- （6）取締役会が東芝の不適切会計に関与していた実態。
- （7）監査委員会が東芝の不適切会計を見逃した理由。
- （8）監査委員会が東芝の不適切会計に関与していた実態。
- （9）監査法人が東芝の不適切会計を見逃した理由。
- （10）監査法人が東芝の不適切会計に関与していた実態。 』

(提案理由)

本議案は、第三者委員会の調査結果発表前に作成したものである。

不適切会計の調査に関し、東芝から公表される情報の量が少ないので提案した。

東芝の経理部、取締役会、監査委員会、監査法人には不適切な会計処理が起こらないようにする義務がある。しかし、全社的に、長期間の、多額の不適切会計が発覚した。経理部、取締役会、監査委員会、監査法人が、この不適切会計にどのように関与していたかを明らかにするために提案した。

－株主提案－

第4号議案 不適切会計（＊1）の調査に関する情報の開示に関する定款変更の件

（＊1）2015年、(株)東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

次の条文を定款に新設する。

『不適切会計の調査に関し、次の（1）から（5）についての情報を東芝のホームページに開示すること。

（1）「特別調査委員会の設置に関するお知らせ（2015年4月3日付）」において、「2015年2月に証券取引等監視委員会から報告命令を受けていた事実」を、2か月経過しているにもかかわらず公表しなかった理由。

（2）調査対象期間を5年に限定した理由。

（3）特別調査委員会の調査において、工事進行基準案件以外の分野の調査を行ったにもかかわらず、これらの分野で判明している不適切会計金額を2015年5月13日に開示しなかった理由は何か。また、このとき判明した不適切会計金額はいくらか。

（4）特別調査委員会の調査において判明した、不適切会計を指示した取締役、執行役の氏名、不適切会計の指示内容。

（5）第三者委員会の調査期間を約2か月にした理由。 』

(提案理由)

本議案は、第三者委員会の調査結果発表前に作成したものである。

不適切会計の調査に関し、東芝から公表される情報の量が少ないので提案した。

東芝は「第三者委員会の調査に協力している、調査結果報告を待っている」等の言い訳をしているが、東芝独自の調査で判明していることは、沢山あるはずである。特に、判明している不適切会計金額、不適切会計処理を指示した取締役、執行役が誰かを直ぐに開示すべきである。

－株主提案－

第5号議案 不適切会計（＊1）に関する特別調査委員会による調査についての情報の開示に関する定款変更の件

（＊1）2015年、(株)東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

次の条文を定款に新設する。

『不適切会計に関する特別調査委員会の調査について、次の（1）から（3）の詳細を東芝のホームページに開示すること。

（1）特別調査委員会の調査方法、調査結果の詳細。

（2）特別調査委員会の調査に動員した社員に関し、動員社員数、動員された社員の人件費、調査に要した経費。

（3）特別調査委員会が契約した社外の専門家等の人数、人件費、調査に要した経費。』

(提案理由)

本議案は、第三者委員会の調査結果発表前に作成したものである。

不適切会計の調査に関し、東芝から公表される情報の量が少ないので提案した。

東芝は「第三者委員会の調査に協力している、調査結果報告を待っている」等の言い訳をしているが、東芝独自の調査で判明していることは、沢山あるはずである。特に、不適切会計処理を誰が指示、命令したのかの情報の開示が全くない。まともな調査をすれば、誰が不適切会計処理を指示、命令したかはすぐにわかるはずである。多額の経費をかけて調査を行っても、中途半端な調査結果しか発表できないのは、特別調査委員会の調査方法、調査結果の開示方法に問題があると思われるので提案した。また、東芝に自浄作用がないことを明らかにするためにも提案した。

－株主提案－

第6号議案

不適切会計（＊1）に関する調査結果の開示に関する定款変更の件

（＊1）2015年、（株）東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

次の条文を定款に新設する。

『不適切会計に関する、第三者委員会の調査方法、調査結果の詳細を東芝のホームページに開示すること。』

(提案理由)

本議案は、第三者委員会の調査結果発表前に作成したものである。

不適切会計の第三者委員会の調査に関し、東芝から公表される情報の量が少ないので提案した。

調査方法が公正であるか、調査結果が正確であるかを明らかにするために提案した。

－株主提案－

第7号議案

不適切会計（＊1）問題によって生じた損害についての情報の開示に関する定款変更の件

（＊1）2015年、（株）東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

次の条文を定款に新設する。

『不適切会計問題によって生じた損害について、損害の詳細を東芝のホームページに開示すること。特に、次の項目については個別に金額を開示すること。

- ・ 不適切会計処理を東芝社内で実行するために要した費用。
- ・ 不適切会計処理を行った年度における、不適切会計に責任がある取締役を支払った報酬。
- ・ 不適切会計処理を行った年度における、監査委員会委員を支払った報酬。
- ・ 不適切会計処理を行った年度における監査法人に支払った費用。
- ・ 不適切会計処理を行った年度における有価証券報告書、各種報告書、計算書等の作成、登記、公表等に要した社外費用。
- ・ 不適切会計処理を隠蔽するために要した費用。
- ・ 証券取引等監視委員会への報告に要した費用。
- ・ 特別調査委員会の調査費用。
- ・ 第三者委員会の設置、調査等に要した費用。
- ・ マスコミ対応費用。
- ・ イメージダウンによる損害。

- ・有価証券報告書提出日延期申請に要した費用。
- ・臨時株主総会開催に要した費用。
- ・不適切会計の改善策作成に要する費用。
- ・不適切会計の改善策を社員に徹底するための費用。
- ・関係する役所への報告等に要した費用。
- ・役所等からの受けた課徴金金額。
- ・借入金の金利上昇による損害。
- ・不適切会計の影響で、資金繰り悪化のために持ち株等の資産を短期間に売却することによる損害。
- ・関連会社に与えた損害。
- ・取引会社に与えた損害。
- ・株主に与えた損害。
- ・上記以外の損害。』

(提案理由)

本議案は、第三者委員会の調査結果発表前に作成したものである。

不適切会計の調査に関し、東芝から公表される情報の量が少ないので提案した。

不適切会計によって発生した損害は多岐、多額になることを明確にするために提案した。不適切会計に関与した取締役を支払った報酬、不適切会計を見逃した監査委員会委員に支払った報酬は、全額返還させるべきものであるから、これらの報酬は損害と考えるべきである。

また、不適切会計によって生じた損害は、不適切会計に責任のある取締役、執行役が賠償すべきものである。取締役、執行役の、損害賠償に関する責任内容を明確にするために提案した。

－株主提案－

第8号議案

不適切会計（＊1）問題に関する取締役、執行役の情報の開示に関する定款変更の件

（＊1）2015年、（株）東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

次の条文を定款に新設する。

『不適切会計を指示した取締役、執行役について、その氏名、指示内容の詳細を、また、不適切会計の指示を受けて、不適切会計に関与した取締役、執行役について、その氏名、不適切会計に関与した内容の詳細を、また、不適切会計が行われていることを知っていながら、不適切会計の実行に反対しなかった取締役、執行役について、その氏名、反対しなかった理由の詳細を、それぞれ、東芝のホームページに開示すること。』

(提案理由)

本議案は、第三者委員会の調査結果発表前に作成したものである。

不適切会計の調査に関し、東芝から公表される情報の量が少ないので提案した。

また、不適切会計に関与した取締役、執行役が行ったことを明確にするために提案した。

－株主提案－

第9号議案

不適切会計（＊1）問題に関する取締役、執行役の処分内容の開示に関する定款変更の件

（＊1）2015年、（株）東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

次の条文を定款に新設する。
『不適切会計問題に関し、処分対象となった取締役、執行役の氏名、処分内容の詳細を東芝のホームページに開示すること。』

(提案理由)

本議案は、第三者委員会の調査結果発表前に作成したものである。
不適切会計の調査に関し、東芝から公表される情報の量が少ないので提案した。
また、取締役、執行役の処分内容を明確にするために提案した。

－株主提案－

第10号議案

不適切会計（＊１）問題によって生じた損害の賠償請求に関する定款変更の件

（＊１）2015年、(株) 東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

次の条文を定款に新設する。

『不適切会計問題によって生じた損害について、不適切会計処理を指示、命令した取締役、執行役と、不適切会計処理に関与した取締役、執行役と、不適切会計処理について善管管理義務のある取締役、執行役に対して賠償請求すること。そして、賠償請求内容の詳細を東芝のホームページに開示すること。』

(提案理由)

本議案は、第三者委員会の調査結果発表前に作成したものである。

不適切会計の調査に関し、東芝から公表される情報の量が少ないので提案した。

不適切会計によって多大な損害が生じている。「不適切な会計処理」に違法性があれば、「不適切な会計処理」は「不正な会計処理」、「粉飾決算」である。この多大な損害については、不適切会計処理を指示、命令した取締役、執行役と、不適切会計に関与した取締役、執行役と、不適切会計について善管管理義務のある取締役、執行役らに全額賠償させるべきであるので提案した。

－株主提案－

第11号議案

不適切会計（＊１）問題の調査に関する定款変更の件

（＊１）2015年、(株) 東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

次の条文を定款に新設する。

『2000年3月期以降2010年3月期までの会計を調査し、調査方法、調査結果の詳細を東芝のホームページに開示すること。』

(提案理由)

本議案は、第三者委員会の調査結果発表前に作成したものである。

不適切会計の調査に関し、東芝から公表される情報の量が少ないので提案した。

2000年以降にはＩＴバブル崩壊があり、東芝は各種リストラを実施した。さらに、東芝は、2006年以降に半導体分野、原子力分野における無理な投資を実施し、財務内容を悪化させた。2009年リーマンショックによる大きな業績悪化もあった。

不適切会計は5年以上前から行われてきた可能性が大きいので、2000年3月期以降会計調査を行うべきである。長期間不適切会計を行ってきた実態を明らかにするために提案した。

－株主提案－

第12号議案 不適切会計（※1）問題に関する取締役会、監査委員会の議事録の開示に関する定款変更の件

（※1）2015年、（株）東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

次の条文を定款に新設する。

『2000年1月以降に開催された、取締役会、監査委員会の議事の詳細を東芝のホームページに開示すること。』

（提案理由）

本議案は、第三者委員会の調査結果発表前に作成したものである。

不適切会計の調査に関し、東芝から公表される情報の量が少ないので提案した。

2000年以降にはＩＴバブル崩壊があり、東芝は各種リストラを実施した。さらに、東芝は、2006年以降に半導体分野、原子力分野における無理な投資を実施し、財務内容を悪化させた。2009年リーマンショックによる大きな業績悪化もあった。

不適切会計は5年以上前から行われてきた可能性が大きいので、取締役会、監査委員会がどのような活動を行ってきたかを明確するために、2000年1月以降の取締役会、監査委員会の議事録の開示が必要である。取締役会、監査委員会の責任内容を明確にするために提案した。

－株主提案－

第13号議案 不適切会計（※1）問題に関する社員（取締役、執行役を除く）の情報の開示に関する定款変更の件

（※1）2015年、（株）東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

次の条文を定款に新設する。

『不適切会計に協力した社員（取締役、執行役を除く）について、次の（1）から（3）について東芝のホームページに開示すること。

（1）カンパニー別の、不適切会計に協力した社員の人数の詳細。

（2）不適切会計に協力した理由と理由別の人数の詳細。

（3）カンパニー別の、不適切会計に協力したことにより処分を受けた社員の人数の詳細。』

（提案理由）

本議案は、第三者委員会の調査結果発表前に作成したものである。

不適切会計の調査に関し、東芝から公表される情報の量が少ないので提案した。

不適切会計問題において、取締役、執行役、これらに次ぐ幹部社員に大きな責任があるが、上司から不適切な会計処理を指示されても部下である社員が信念を持って拒否すれば、不適切会計はこれほど拡大しなかったはずである。不適切開会処理に協力した社員にも責任がある。これらの社員にも反省を求めるために提案した。

－株主提案－

第14号議案

不適切会計（※1）問題によって損害を被った株主、元株主に対する賠償に関する定款変更の件

（※1）2015年、（株）東芝において発覚した不適切な会計処理のこと。

次の条文を定款に新設する。

『不適切会計問題発生後の東芝株価下落によって損害を被った株主、元株主に対し、賠償を行うこと。賠償対象を決め、その詳細を東芝のホームページに開示すること。』

（提案理由）

本議案は、第三者委員会の調査結果発表前に作成したものである。

不適切会計を行ったために、東芝の株価が下落した。また、株式市場において、特設注意市場銘柄指定、監理銘柄指定、上場廃止等があるのではとの報道もある。不適切会計が違法行為と認定されれば、株価下落に伴う株主の損害を東芝が賠償すべきである。さらに、東芝は、不適切会計に責任のある取締役、執行役に対して、この賠償金を請求すべきである。これらの理由で提案した。

－株主提案－

第15号議案

株主総会における議決権行使に関する定款変更の件

次の条文を定款に新設する。

『株主総会の議決権行使に関し、議決権行使書による議決権行使において、提案に対して株主の賛否の意思表示のない場合、会社提案、株主提案のどちらの提案に対しても反対であるとして取り扱うこと。また、インターネットを利用した議決権行使においても議決権行使書による場合と同じように取り扱うこと。』

（提案理由）

株主総会における議決権行使書による議決権行使に関し、現在、提案に対し株主の賛否の意思表示のない場合、会社提案については賛成、株主提案については反対（否）として取り扱っている。これは、株主提案に対し不当な差別的取り扱いである。株主権を軽んじる行為でもある。会社提案も株主提案と同等に反対として取り扱うべきである。

○第15号議案に対する取締役会の反対意見

取締役会としては、第15号議案の株主提案について反対いたします。

本提案の内容に関しましては、法令の定めに基づき、議決権行使書又はインターネットによる議決権行使に株主からの賛否の意思表示がない場合の取扱いをあらかじめ会社で決定し、その旨を議決権行使書等に明記しております。また、当社の現在の取扱いは適法であり、上場会社における一般的な取扱いでもあります。

したがって、定款に提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

第16号議案 取締役選任の件

次の6名を取締役とする。

- ・宇沢亜弓氏（公認会計士）
- ・久保利英明氏（弁護士）
- ・高橋進氏（日本総合研究所理事長）
- ・中島茂氏（弁護士）
- ・濱田眞樹氏（日本公認不正検査士協会理事長）
- ・宮内義彦氏（日本取締役協会会長）

（提案理由）

・社外取締役は、取締役、執行役らを監視し、これらの暴走を止めることが期待されている。しかし、東芝の取締役会が推薦して選任された社外取締役らは、今回の不適切会計（不正会計）を長期間見逃してきた。これらの社外取締役らは、取締役らと馴れ合い、あるいは、監視業務を怠っていた。社外取締役として不適任であった。取締役会が推薦した社外取締役が不適任であったので、上記6名の方を取締役候補とした。

また、上記6名の方は、経験、専門を活かし、不適切会計（不正会計）における未解明点を解明（＊）し、再発防止を行い、法令を順守する経営を行ってくれるはずである。

以上の理由により、上記6名の方を取締役候補とした。

（＊）未調査期間の調査実施、未調査事業分野の調査実施。不適切会計の指示、実行系統の明確化。取締役、執行役らの責任の明確化等。

○第16号議案に対する取締役会の反対意見

取締役会としては、第16号議案の株主提案について反対いたします。

当社は、不適切会計処理の問題に係る第三者委員会の調査報告書で指摘を受けた事項を真摯に受け止め、経営刷新委員会を設置し、当社の経営体制、ガバナンス体制及び再発防止策等を検討してまいりました。会社提案の取締役候補者については、経営刷新委員会における検討も踏まえ、指名委員会において取締役会のメンバーとして最適な人材を、多角的な角度から検討して決定しております。

したがって、取締役会としては、会社提案（第2号議案）の取締役候補者をご選任いただくことこそが当社の体制として最適であると確信しております。

なお、株主提案の各候補者については、提案株主から当該候補者に対し事前の連絡等もないまま、一方的に取締役候補者として提案されたものと見受けられ、その意味においても本議案は適切なものではないと考えております。

以 上

インターネットによる議決権行使に当たってのお願い

インターネットによる議決権行使は、パソコン又は携帯電話から、当社の指定する**議決権行使ウェブサイト**にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)

議決権
行使期限

2015年9月29日(火)
午後5時15分まで

議決権行使
ウェブサイト

ウェブ行使

<http://www.web54.net>



QRコード読み取り機能を搭載した携帯電話をご利用の場合は、左記QRコードを利用してアクセスすることも可能です。

パスワードのお取扱いについて

- 1 今回ご案内するパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。パスワードのお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。
- 2 パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。
- 3 誤ったパスワードを一定回数以上入力されますと、メイン画面にアクセスできなくなります。
- 4 パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続願います。

❗ ご注意事項

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金、通信事業者への通信料金等が必要になる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
- 会社等からインターネットに接続する場合、ファイアウォール等の設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。

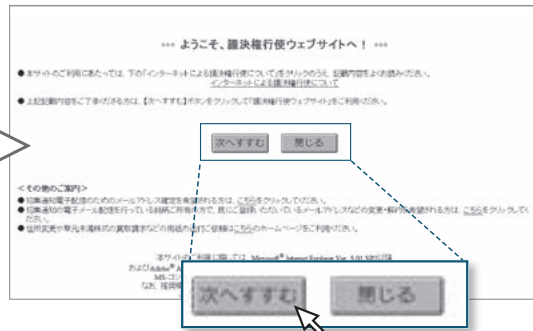


アクセス手順について

以下はパソコンの画面を表示しております。

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセス

「次へすすむ」をクリック



⚙ システムに係る条件について

パソコンを用いる場合

(1) ハードウェアの条件

- ① インターネットにアクセスできる状態であること
- ② 画面の解像度が横800 ドット×縦600 ドット (SVGA) 以上のモニターを使用できる状態であること

(2) ソフトウェアの条件

- ① マイクロソフト社インターネット・エクスプローラー (Microsoft® Internet Explorer) Ver.5.01 Service Pack 2以降のバージョンをインストール (導入) 済みであること
- ② 株主総会招集ご通知等をインターネット上でご覧になる場合は、アドビシステムズ社アドビアクロバットリーダー (Adobe® Acrobat® Reader®) Ver.4.0以降のバージョン又はアドビリーダー (Adobe® Reader®) Ver.6.0以降のバージョンをインストール済みであること

※ Microsoft®及びInternet Explorerは、マイクロソフト社の米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は、アドビシステムズ社の米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

2. ログインする

お手元の議決権行使書に記載された「**議決権行使コード**」を入力し、「**ログイン**」をクリック

*** ログイン ***

● 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
● 議決権行使コードは議決権行使書に記載されているコードです。
（電子メールにより送付された場合は、そのメールに記載されているコードを入力してください。）

議決権行使コード:

ログイン 閉じる

議決権行使コード:

ログイン 閉じる

3. パスワードの入力

お手元の議決権行使書に記載された「**パスワード**」を入力し、「**次へ**」をクリック

*** パスワード認証 ***

● パスワードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
● パスワードは議決権行使書に記載されているパスワードです。

パスワード:

次へ 閉じる

パスワード:

次へ 閉じる

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

- (3) 議決権行使ウェブサイトはポップアップ機能を使用しております。ポップアップブロック機能等ポップアップ機能を自動的に遮断する機能を利用されている場合は、当該機能を解除又は一時解除の上、議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

携帯電話を用いる場合

次のサービスが受信可能で、暗号化通信が可能なSSL通信機能を搭載した機種であること。なお、ご利用に際しては、以下のサービス画面にメニュー等の登録はいたしておりませんので、URL (<http://www.web54.net>) を直接入力いただくか、議決権行使書用紙に表示されているQRコードをご利用いただくことによりアクセス願います。

iモード

EZweb

Yahoo!ケータイ

※ iモードは(株)NTTドコモ、EZwebはKDDI(株)、Yahoo!は米国ヤフー社、Yahoo!ケータイはソフトバンク(株)、QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標、商標又はサービス名です。

インターネットによる議決権行使に関するパソコンまたは携帯電話等の操作方法又は対応機種がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行(株)
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 **0120-652-031**

受付時間 午前9時～午後9時

その他のご照会につきましては、下記にお問い合わせください。

■ 証券会社等に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社等にお問い合わせください。

■ 証券会社等に口座のない株主様

(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行(株) 証券代行部

 **0120-78-6502** (午前9時～午後5時、休日を除く。)

メモ欄

メモ欄

株主総会 会場ご案内図

開催日時 2015年9月30日(水) 午前10時(受付開始:午前8時30分)

開催場所 幕張メッセ 国際展示場7・8ホール 千葉市美浜区中瀬二丁目1番

交通機関のご案内

● JR京葉線

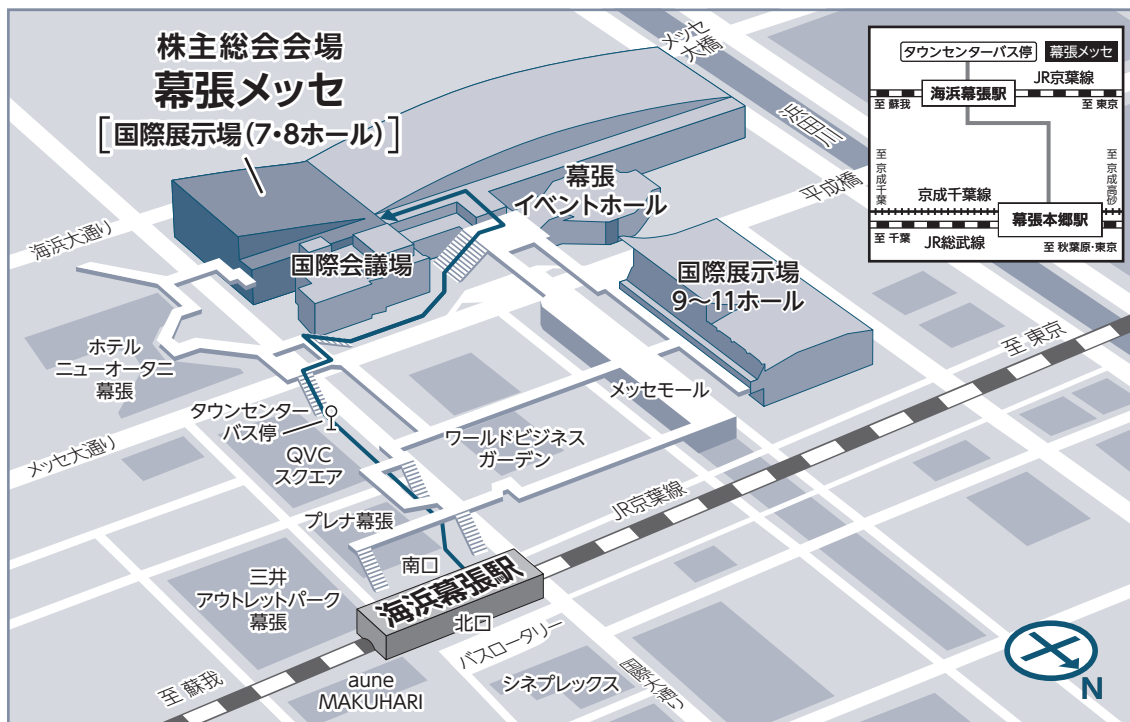
「海浜幕張駅」

「海浜幕張駅」下車 南口から徒歩約10分
(海浜幕張駅までは東京駅から約40分、西船橋駅から約20分)

● JR総武線・京成千葉線

「幕張本郷駅」

京成バス:「QVCマリンフィールド」又は「医療センター」行き
「タウンセンター」バス停下車 徒歩約5分(幕張本郷駅から約17分)



お願い 駐車場のご用意はございませんので、電車等公共の交通機関でご来場くださいますようお願い申し上げます。
幕張メッセ近隣の駐車場は、有料ですので、ご注意ください。

株主様向けのお土産、お弁当はご用意いたしておりません。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。